

議案第七十五号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 杉並区長 田 中 良

第一条 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
次のように改正する。

第五条中「百分の二十五、」を「百分の十、」に、「百分の百七十二」を「百分の百六十八」に改める。

第二条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百六十八」を「百分の百六十三」に改める。

第三条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和五十四年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の二十五、」を「百分の十、」に、「百分の百七十二」を「百分の百六十八」に改める。

第四条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部

を次のように改正する。

第八条中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百六十八」を「百分の百六十三」に改める。

第五条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成三年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の二十五、」を「百分の十、」に、「百分の百七十二」を「百分の百六十八」に改める。

第六条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百六十八」を「百分の百六十三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（提案理由）

区長等の期末手当を改定する必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（期末手当）

第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の十、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百六十八を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の方法その他支給に關しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

一 三 略

（期末手当）

第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百七十二を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の方法その他支給に關しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

一 三 略

第二条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

<p>(期末手当)</p> <p>第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百六十三を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の場合に、給与割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p> <p>第三条による改正(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)</p> <p>新 条 例</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百六十八を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の場合に、給与割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p> <p>旧 条 例</p>

<p>計額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十八を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p>	<p>第四条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>
<p>計額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合においては百分の百五十五、十二月に支給する場合</p> <p>旧 条 例</p>

においては百分の百六十三を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に關しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

一 三 略

第五条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例

においては百分の百六十八を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に關しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

一 三 略

旧 条 例

（その他の給与）

第四条 略

2 及び 3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十八を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支

（その他の給与）

第四条 略

2 及び 3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支

<p>給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>5 8 略</p>	<p>第六条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>5 8 略</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百六十三を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>5 8 略</p>
<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百六十八を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>5 8 略</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百六十八を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>5 8 略</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百六十八を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>5 8 略</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百六十八を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>5 8 略</p>

期末手当の改定の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																														
期 末 手 当	<p>区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の支給月数 第1条、第3条及び第5条による改正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">平成22年度改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.72</td> <td style="text-align: center;">1.68</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月期</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3.62</td> <td style="text-align: center;">3.43</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条、第4条及び第6条による改正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成22年度改正後</th> <th style="text-align: center;">平成23年度改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> <td style="text-align: center;">1.55</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.68</td> <td style="text-align: center;">1.63</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月期</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3.43</td> <td style="text-align: center;">3.43</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行	平成22年度改正	6月期	1.65	1.65	12月期	1.72	1.68	3月期	0.25	0.10	合 計	3.62	3.43	区 分	平成22年度改正後	平成23年度改正	6月期	1.65	1.55	12月期	1.68	1.63	3月期	0.10	0.25	合 計	3.43	3.43
区 分	現 行	平成22年度改正																													
6月期	1.65	1.65																													
12月期	1.72	1.68																													
3月期	0.25	0.10																													
合 計	3.62	3.43																													
区 分	平成22年度改正後	平成23年度改正																													
6月期	1.65	1.55																													
12月期	1.68	1.63																													
3月期	0.10	0.25																													
合 計	3.43	3.43																													
施 行 期 日	<p>第1条、第3条及び第5条による改正は公布の日から、第2条、第4条及び第6条による改正は平成23年4月1日から施行する。</p>																														